

今年の税の申告受付について

町では2月16日(月)～3月16日(月)に役場3階大会議室で令和8年度分の町県民税と令和7年分の所得税の申告受付を行います。

混雑緩和のため、以下にご理解、ご協力くださいますようお願いします。

- ・収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめご自宅で作成してください。作成していない場合は、受付できません。
 - ・混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただき、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合があります。
 - ・土地建物や株式などの分離課税所得がある方、新たに住宅ローン控除を受ける方、青色申告をされる方、損失や損益通算等がある方、亡くなった方の申告（準確定申告）をされる方、および過年分（令和6年分以前）の所得税の申告をされる方は、直接税務署で申告してください。
- なお、町及び税務署では、申告書等の控えに受付印の押なつを行わないととしておりますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、広報2月号に掲載します。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎ 66・3111 内線115

税務署からの重要なお知らせ

マイナンバーカードとスマホでもっとつながる！e-Tax！

申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が不要となり大変便利です！ぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

※マイナポータルと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。お早めの準備をお願いします。

※給与情報と連携するには、源泉徴収票がe-Taxで提出されている必要があります。

《確定申告ははこちら》



作成コーナー

《マイナポータル連携ははこちら》



《税務署への来署をご検討の方へ》

令和8年1月5日(月)から2月13日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。

申告相談を希望される方は、令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの確定申告期間中に確定申告会場へお越しください。

確定申告会場への入場には、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約又は確定申告会場で配付している入場整理券が必要です。

【1月以降】

2月13日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

※一部国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております。

《書面による申告書等をご提出される方へ》

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受印の押なつを行わないとしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日や申告内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。

確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

固定資産税のよくあるご質問とお願い

Q. 土地や建物を売却したのに、どうして納税通知書が来るの？

A. 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されます。以下に、令和8年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和8年度の納税義務者
令和7年12月10日	買主（新たな所有者）
令和8年 1月10日	売主（元の所有者）

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

※登記されていない家屋（未登記家屋）について、所有者の方が変更となつた場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』により、税務会計課へ申告をお願いいたします。また、未登記家屋を取り壊した場合は、税務会計課までお申出ください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎ 66・3111 内線113